

国立研究開発法人科学技術振興機構グローバル卓越人材招へい研究大学強化事業助成金交付要綱新旧対照表

旧	新	備考
国立研究開発法人科学技術振興機構グローバル卓越人材招へい研究大学強化事業助成金交付要綱 (令和7年7月18日施行)	国立研究開発法人科学技術振興機構グローバル卓越人材招へい研究大学強化事業助成金交付要綱 (令和7年7月18日施行) (令和7年10月1日改正)	
(趣旨) 第1条 この要綱は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)がグローバル卓越人材招へい研究大学強化事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)がグローバル卓越人材招へい研究大学強化事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。	
(交付の目的) 第2条 この助成金は、我が国の国際頭脳循環の強化に向けて、海外機関に所属する日本人研究者をはじめとした優秀な海外若手研究者(以下「海外若手研究者」という。)の戦略的な招へいの実施に係る経費を大学に対して助成することにより、もって我が国の研究力の強化を図ることを目的とする。	(交付の目的) 第2条 この助成金は、我が国の国際頭脳循環の強化に向けて、海外機関に所属する日本人研究者をはじめとした優秀な海外若手研究者(以下「海外若手研究者」という。)の戦略的な招へいの実施に係る経費を大学に対して助成することにより、もって我が国の研究力の強化を図ることを目的とする。	
(定義) 第3条 この交付要綱において「助成事業」とは、前条の目的を達成するために、大学が行う事業をいう。 2 この交付要綱において「助成事業者」とは、助成金の交付対象となった大学をいう。 3 この交付要綱において「研究者等」とは、次項から第8項までに掲げるものの総称をいう。 4 この交付要綱において「海外若手研究者」とは、大学から、前条に定める目的で支給される助成金により支援される研究者をいう。 5 この交付要綱において「事業統括」とは、大学における助成事業の運営責任者をいう。 6 この交付要綱において「招へい・受け入れ推進チーム」とは、事業統括のリーダーシップの下、海外若手研究者にかかる招へい活動や研究環境整備等を実施する者で、助成事業者に所属する者をいう。 7 この交付要綱において「不正行為等」とは、次項から第12項までに掲げる不正行為、不正使用及び不正受給の総称をいう。 8 この交付要綱において「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん又は盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。 ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。 ウ 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語 を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。 9 この交付要綱において「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく助成金の使用、助成金の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは機構の応募要件又は契約等に違反した助成金の使用をいう。	(定義) 第3条 この交付要綱において「助成事業」とは、前条の目的を達成するために、大学が行う事業をいう。 2 この交付要綱において「助成事業者」とは、助成金の交付対象となった大学をいう。 3 この交付要綱において「研究者等」とは、次項から第7項までに掲げるものの総称をいう。 4 この交付要綱において「海外若手研究者」とは、大学から、前条に定める目的で支給される助成金により支援される研究者をいう。 5 この交付要綱において「事業統括」とは、大学における助成事業の運営責任者をいう。 6 この交付要綱において「招へい・受け入れ推進チーム」とは、事業統括のリーダーシップの下、海外若手研究者にかかる招へい活動や研究環境整備等を実施する者で、助成事業者に所属する者をいう。 <u>7 この交付要綱において「参加研究者」とは、海外若手研究者の研究に参加する研究者(海外若手研究者を除く)をいう。</u> <u>8</u> この交付要綱において「不正行為等」とは、次項から第11項までに掲げる不正行為、不正使用及び不正受給の総称をいう。 <u>9</u> この交付要綱において「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん又は盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。 ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。 ウ 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語 を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。 <u>10</u> この交付要綱において「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく助成金の使用、助成金の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは機構の応募要件又は契約等に違反した助成金の使用をいう。	定義を追加

1 0 この交付要綱において「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により助成金の給付を受けることをいう。 1 1 この交付要綱において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。 1 2 この交付要綱において、「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則（平成 27 年規則第 12 号）」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称していう。 1 3 この交付要綱において「事務処理説明書」とは、助成事業の実施における事務処理のために機構が定める次世代研究者挑戦的研究プログラム事務処理説明書（その後の改訂を含む。）をいう。 1 4 この交付要綱において「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。 1 5 この交付要綱において「助成事業実績報告書」とは、助成事業者が毎年度、助成金の使用実績を報告するために機構に提出する報告書をいう。 1 6 この交付要綱において「助成事業計画書」とは、助成事業に関する当該年度についての助成事業計画書（機構の承認を得て変更されたものを含む。）をいう。 1 7 この交付要綱において「助成事業成果」とは、助成事業において得られた成果をいう。	<u>1 1</u> この交付要綱において「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により助成金の給付を受けることをいう。 <u>1 2</u> この交付要綱において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。 <u>1 3</u> この交付要綱において、「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則（平成 27 年規則第 12 号）」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称していう。 <u>1 4</u> この交付要綱において「事務処理説明書」とは、助成事業の実施における事務処理のために機構が定める次世代研究者挑戦的研究プログラム事務処理説明書（その後の改訂を含む。）をいう。 <u>1 5</u> この交付要綱において「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。 <u>1 6</u> この交付要綱において「助成事業実績報告書」とは、助成事業者が毎年度、助成金の使用実績を報告するために機構に提出する報告書をいう。 <u>1 7</u> この交付要綱において「助成事業計画書」とは、助成事業に関する当該年度についての助成事業計画書（機構の承認を得て変更されたものを含む。）をいう。 <u>1 8</u> この交付要綱において「助成事業成果」とは、助成事業において得られた成果をいう。	
（助成金の交付の対象） 第4条 助成金の交付の対象は、海外若手研究者に対する給与、研究奨励費（生活費相当額）、研究費、研究環境整備費及び大学事務費とする。 2 助成対象となる経費は、助成事業に要する経費のうち助成金交付の対象として機構が認める経費とする。	（助成金の交付の対象） 第4条 助成金の交付の対象は、海外若手研究者に対する給与、研究奨励費（生活費相当額）、研究費、研究環境整備費及び大学事務費とする。 2 助成対象となる経費は、助成事業に要する経費のうち助成金交付の対象として機構が認める経費とする。	
（交付の申請手続） 第5条 助成金の交付を受けようとする大学は、別に定める公募要領に基づき機構に応募し、助成事業者として採択された後、様式1による助成金交付申請書に機構が定める書類（以下「添付資料」という。）を添えて機構の指示する期日までに機構に提出しなければならない。	（交付の申請手続） 第5条 助成金の交付を受けようとする大学は、別に定める公募要領に基づき機構に応募し、助成事業者として採択された後、様式1による助成金交付申請書に機構が定める書類（以下「添付資料」という。）を添えて機構の指示する期日までに機構に提出しなければならない。	
（交付の決定） 第6条 機構は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。 2 機構は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。 3 機構は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。 （1）助成事業者が、助成事業を中止し、又は停止する場合においては、機構の承認を得なければならないこと。 （2）助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに機構に報告してその指示を受けなければならないこと。 （3）助成事業者が、助成事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと。 4 機構は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を様式2による助成金交付決定通知書にて助成事業者に通知するものとする。	（交付の決定） 第6条 機構は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。 2 機構は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。 3 機構は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。 （1）助成事業者が、助成事業を中止し、又は停止する場合においては、機構の承認を得なければならないこと。 （2）助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに機構に報告してその指示を受けなければならないこと。 （3）助成事業者が、助成事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと。 4 機構は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を様式2による助成金交付決定通知書にて助成事業者に通知するものとする。	

(申請の取下げ) 第7条 第5条に基づき助成金の交付の申請をした助成事業者が、助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した様式3による助成金交付申請取下げ書に参考となる書類を添え、機構に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。	(申請の取下げ) 第7条 第5条に基づき助成金の交付の申請をした助成事業者が、助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した様式3による助成金交付申請取下げ書に参考となる書類を添え、機構に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。	
(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守) 第8条 助成事業者は、助成事業の趣旨を踏まえつつ、この交付要綱、助成事業計画書、公募要領、事務処理説明書、機構が助成事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、助成事業を善良なる管理者の注意をもって、適切かつ誠実に実施するものとする。 2 助成事業者は、助成事業を実施する上で、助成事業の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則及び関係する法令等(「不正行為対応ガイドライン等」という。以下この条において同じ。)を遵守するとともに、助成事業を効率的に実施するよう努めなければならない。 3 助成事業者は、助成事業を実施する際は、不正行為対応ガイドライン等が遵守されるよう、自己の責任において、必要な措置をとらなければならない。また、機構は、不正行為対応ガイドライン等に従って、助成事業者に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、助成事業者は機構の指示及び措置等に従うものとする。 4 助成事業者は、助成事業の趣旨を踏まえ、助成金の支給に関して、学内規程を整備するものとする。当該学内規程においては、不正行為対応ガイドライン等に鑑み、研究活動に関して研究不正の防止、不正疑義発生時の対応を含め、支給対象となる海外若手研究者が果たすべき義務を記載するとともに、その義務の履修状況に対する大学の確認方法等も当該学内規程に盛り込むものとする。 5 助成事業者は、不正行為ガイドライン等及び機構が別途通知する内容に従い、研究者等について、研究倫理教育の履修をさせなければならない。	(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守) 第8条 助成事業者は、助成事業の趣旨を踏まえつつ、この交付要綱、助成事業計画書、公募要領、事務処理説明書、機構が助成事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、助成事業を善良なる管理者の注意をもって、適切かつ誠実に実施するものとする。 2 助成事業者は、助成事業を実施する上で、助成事業の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則及び関係する法令等(「不正行為対応ガイドライン等」という。以下この条において同じ。)を遵守するとともに、助成事業を効率的に実施するよう努めなければならない。 3 助成事業者は、助成事業を実施する際は、不正行為対応ガイドライン等が遵守されるよう、自己の責任において、必要な措置をとらなければならない。また、機構は、不正行為対応ガイドライン等に従って、助成事業者に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、助成事業者は機構の指示及び措置等に従うものとする。 4 助成事業者は、助成事業の趣旨を踏まえ、助成金の支給に関して、学内規程を整備するものとする。当該学内規程においては、不正行為対応ガイドライン等に鑑み、研究活動に関して研究不正の防止、不正疑義発生時の対応を含め、支給対象となる海外若手研究者が果たすべき義務を記載するとともに、その義務の履修状況に対する大学の確認方法等も当該学内規程に盛り込むものとする。 5 助成事業者は、不正行為ガイドライン等及び機構が別途通知する内容に従い、研究者等について、研究倫理教育/<u>コンプライアンス教育</u>の履修をさせなければならない。	事務処理説明書との平仄
(助成事業者の表明保証) 第9条 助成事業者は、事業統括が国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等(内閣府において「資金配分主体が、広く研究課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として競争的研究費と整理され内閣府に登録されている事業資金、それ以外で国の行政機関及び機構を含む独立行政法人が直接配分する事業活動を行う事業資金、その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、大学等自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金を総称している。以下同じ。)への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的研究費等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。 2 助成事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づく調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が、助成事業者に所属する事業統括(委託先等がある場合には、委託先等に所属する事業分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。)に該当する場合には、当該対象者について、交付申請時までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。 3 助成事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。	(助成事業者の表明保証) 第9条 助成事業者は、事業統括が国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等(内閣府において「資金配分主体が、広く研究課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として競争的研究費と整理され内閣府に登録されている事業資金、それ以外で国の行政機関及び機構を含む独立行政法人が直接配分する事業活動を行う事業資金、その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、大学等自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金を総称している。以下同じ。)への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的研究費等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。 2 助成事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づく調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が、助成事業者に所属する事業統括(委託先等がある場合には、委託先等に所属する事業分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。)に該当する場合には、当該対象者について、交付申請時までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。 3 助成事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。	

(契約等) 第10条 助成事業者は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。	(契約等) 第10条 助成事業者は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。	
(委託等) 第11条 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、機構が助成事業の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、助成事業者は、助成事業の一部につき第三者に委託することができる。 2 前項但し書きに従って、助成事業の一部につき第三者に委託することが承認された場合といえども、助成事業者は、当該委託先の一切の行為につき責任を負うものとする。	(委託等) 第11条 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、機構が助成事業の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、助成事業者は、助成事業の一部につき第三者に委託することができる。 2 前項但し書きに従って、助成事業の一部につき第三者に委託することが承認された場合といえども、助成事業者は、当該委託先の一切の行為につき責任を負うものとする。	
(助成事業の計画変更の承認等) 第12条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式4による助成事業計画変更申請書による申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。 (1)助成金の額を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。 (2)助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。 ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合 イ 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合 2 機構は、前二項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。	(助成事業の計画変更の承認等) 第12条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式4による助成事業計画変更申請書による申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。 (1)助成金の額を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。 (2)助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。 ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合 イ 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合 2 機構は、前二項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。	
(助成事業の中止又は停止) 第13条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、助成事業の全部又は一部を中止又は停止しようとするときは、機構に対して、様式5による助成事業の中止(停止)申請書を速やかに提出し、機構の承認により、助成事業者は助成事業の全部又は一部を中止又は停止するものとする。 (1)助成事業の成果を出すことが困難と助成事業者が合理的に判断した場合、その他助成事業の遂行上重大な問題が発生した場合 (2)天災その他助成事業を継続しがたいやむを得ない事由がある場合 (3)前二号に類する事由が発生し、助成事業を継続することが適切でない場合 2 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成事業の全部又は一部の中止又は停止を助成事業者に指示することができるものとし、助成事業者はこれに従うものとする。 (1)助成事業に対し機構が行う評価により、助成事業を継続することが適切ではないと機構が判断した場合 (2)独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合 (3)前号に定めるほか、助成事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合 3 前二項各号のいずれかに該当する場合、機構は助成事業者に対し、助成金の使用の全部又は一部の中止又は停止を指示することができるものとし、助成事業者はこれに従うものとする。 4 本条に基づく助成金の使用の中止又は停止により助成事業者に損害が生じても、機構は、一切の責任を負わない。	(助成事業の中止又は停止) 第13条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、助成事業の全部又は一部を中止又は停止しようとするときは、機構に対して、様式5による助成事業の中止(停止)申請書を速やかに提出し、機構の承認により、助成事業者は助成事業の全部又は一部を中止又は停止するものとする。 (1)助成事業の成果を出すことが困難と助成事業者が合理的に判断した場合、その他助成事業の遂行上重大な問題が発生した場合 (2)天災その他助成事業を継続しがたいやむを得ない事由がある場合 (3)前二号に類する事由が発生し、助成事業を継続することが適切でない場合 2 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成事業の全部又は一部の中止又は停止を助成事業者に指示することができるものとし、助成事業者はこれに従うものとする。 (1)助成事業に対し機構が行う評価により、助成事業を継続することが適切ではないと機構が判断した場合 (2)独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合 (3)前号に定めるほか、助成事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合 <u>(4)助成事業者が国際卓越研究大学に認定され、その国際卓越研究大学研究等体制強化計画が認可された場合</u> 3 前二項各号のいずれかに該当する場合、機構は助成事業者に対し、助成金の使用の全部又は一部の中止又は停止を指示することができるものとし、助成事業者はこれに従うものとする。 4 本条に基づく助成金の使用の中止又は停止により助成事業者に損害が生じても、機構は、一切の責任を負わない。	国際卓越研究大学に係る認定・認可を助成事業中止・停止の要件として追加

(状況報告) 第14条 助成事業者は、助成事業の遂行及び収支状況について機構の要求があったとき は、速やかに様式6による助成事業実施状況報告書を機構に提出しなければならない。 2 機構は必要があると認めるときは、助成事業の遂行及び収支状況について調査することができる。	(状況報告) 第14条 助成事業者は、助成事業の遂行及び収支状況について機構の要求があったとき は、速やかに様式6による助成事業実施状況報告書を機構に提出しなければならない。 2 機構は必要があると認めるときは、助成事業の遂行及び収支状況について調査することができる。	
(実績報告) 第15条 助成事業者は、毎年度末及び助成事業を完了したとき(助成事業の中止又は停止の承認を受けたときを含む。)は、様式7による事業結果説明書及び様式8による助成事業実績報告書を国の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内に機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。 2 助成事業の実施期間中、前項の機構の定める時期までに事業結果説明書及び助成事業実績報告書を提出しなかった者が、さらに機構が別に指示する日時までに特段の理由なく事業結果説明書及び助成事業実績報告書を提出しない場合には、機構は、第6条各項の規定にかかわらず、この者に対して次年度の交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、機構が別に指示する日時までに事業結果説明書及び助成事業実績報告書を提出したときは、機構は、第6条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、機構が別に指示する日時までに事業結果説明書及び助成事業実績報告書を提出したときは、機構は、留保を解除するものとする。	(実績報告) 第15条 助成事業者は、毎年度末及び助成事業を完了したとき(助成事業の中止又は停止の承認を受けたときを含む。)は、様式7による事業結果説明書及び様式8による助成事業実績報告書を国の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内に機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。 2 助成事業の実施期間中、前項の機構の定める時期までに事業結果説明書及び助成事業実績報告書を提出しなかった者が、さらに機構が別に指示する日時までに特段の理由なく事業結果説明書及び助成事業実績報告書を提出しない場合には、機構は、第6条各項の規定にかかわらず、この者に対して次年度の交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、機構が別に指示する日時までに事業結果説明書及び助成事業実績報告書を提出したときは、機構は、第6条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、機構が別に指示する日時までに事業結果説明書及び助成事業実績報告書を提出したときは、機構は、留保を解除するものとする。	
(検査) 第16条 機構は、前条に規定する助成事業実績報告書を受理したときは、当該助成事業実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。 2 機構は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。 (1) 助成事業の実施に要した経費の支出状況についての助成事業実施期間中の検査 (2) その他機構が必要と認めた検査 3 機構は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、機構は必要に応じ助成事業者に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。 (1) 助成事業実績報告書に記載されている助成事業の内容と支出した経費との整合性 (2) 助成事業計画書と助成事業実績報告書の内容の整合性 (3) 第30条に掲げる帳簿、書類 (4) その他機構が助成事業に関して必要と認める事項 4 機構が、事実確認の必要があると認めるときは、助成事業者は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。 5 機構は、第1項及び第2項の検査を助成事業者の研究施設その他の事業所(助成事業者の委託先の事業所を含む。以下同じ。)において行うことができる。 6 機構は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ助成事業者に対して、検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。 7 助成事業者は、前項の通知を受けたときは、機構があらかじめ指定する書類を準備し、助成事業の内容及び経理内容を説明できる者を機構の指定する検査場所に助成事業者の負担で派遣するものとする。 8 機構が、必要があると認めたときは、関係省庁の職員を立ち合わせることができるものとし、助成事業者はこれを受け入れるものとする。 9 機構が第2項第2号の検査をできる期間は、助成事業実施期間が終了する日の属する 事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。	(検査) 第16条 機構は、前条に規定する助成事業実績報告書を受理したときは、当該助成事業実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。 2 機構は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。 (1) 助成事業の実施に要した経費の支出状況についての助成事業実施期間中の検査 (2) その他機構が必要と認めた検査 3 機構は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、機構は必要に応じ助成事業者に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。 (1) 助成事業実績報告書に記載されている助成事業の内容と支出した経費との整合性 (2) 助成事業計画書と助成事業実績報告書の内容の整合性 (3) 第30条に掲げる帳簿、書類 (4) その他機構が助成事業に関して必要と認める事項 4 機構が、事実確認の必要があると認めるときは、助成事業者は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。 5 機構は、第1項及び第2項の検査を助成事業者の研究施設その他の事業所(助成事業者の委託先の事業所を含む。以下同じ。)において行うことができる。 6 機構は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ助成事業者に対して、検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。 7 助成事業者は、前項の通知を受けたときは、機構があらかじめ指定する書類を準備し、助成事業の内容及び経理内容を説明できる者を機構の指定する検査場所に助成事業者の負担で派遣するものとする。 8 機構が、必要があると認めたときは、関係省庁の職員を立ち合わせることができるものとし、助成事業者はこれを受け入れるものとする。 9 機構が第2項第2号の検査をできる期間は、助成事業実施期間が終了する日の属する 事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。	

(秘密保持) 第17条 助成事業者及び機構は、(i)助成事業の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)助成事業の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報((i)及び(ii)を合わせて、以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身がこの交付要綱に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。 2 助成事業者及び機構は、相手方の秘密情報を助成事業のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。 3 助成事業者及び機構は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 4 次の各号のいずれかに該当する場合には第1項から第3項までの規定を適用しない。 (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報 (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報 (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報 (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報 (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に研究・取得したことを証明できる情報 (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報 5 助成事業者及び機構は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。 6 助成事業者及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに助成事業の遂行・評価等のための委託先等について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。	(秘密保持) 第17条 助成事業者及び機構は、(i)助成事業の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)助成事業の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報((i)及び(ii)を合わせて、以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身がこの交付要綱に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。 2 助成事業者及び機構は、相手方の秘密情報を助成事業のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。 3 助成事業者及び機構は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 4 次の各号のいずれかに該当する場合には第1項から第3項までの規定を適用しない。 (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報 (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報 (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報 (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報 (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に研究・取得したことを証明できる情報 (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報 5 助成事業者及び機構は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。 6 助成事業者及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに助成事業の遂行・評価等のための委託先等について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。	
(成果の公表) 第18条 助成事業者及び機構は、助成事業成果を外部に公表するものとする。 2 助成事業者及び機構は、相手方が助成事業成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、助成事業者又は機構による助成事業成果の外部への公表が、助成事業者による知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、助成事業者及び機構は、協議してその対応を決定するものとする。 4 助成事業者は、助成事業成果を外部に公表する場合、当該成果が機構の助成事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。	(成果の公表) 第18条 助成事業者及び機構は、助成事業成果を外部に公表するものとする。 2 助成事業者及び機構は、相手方が助成事業成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、助成事業者又は機構による助成事業成果の外部への公表が、助成事業者による知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、助成事業者及び機構は、協議してその対応を決定するものとする。 4 助成事業者は、助成事業成果を外部に公表する場合、当該成果が機構の助成事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。	
(成果に係る著作物の取扱い) 第19条 助成事業者は、助成事業成果に関し、助成事業者から機構に提供された著作物(以下「提供著作物」という。)に係る著作権について、機構による提供著作物の利用に必要な範囲内において、機構が実施する権利及び機構が第三者に実施を許諾する権利を、機構に許諾したものとする。ただし、提供著作物に秘密情報が含まれる場合は、第17条に従って、その取扱いを決定するものとする。 2 助成事業者は、提供著作物に係る著作権について、機構及び機構が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、助成事業者は、提供著作物の著作者が助成事業者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。 3 助成事業者は、提供著作物について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、提供著作物に係る一切の紛争については、助成事業者が自己の責任及び	(成果に係る著作物の取扱い) 第19条 助成事業者は、助成事業成果に関し、助成事業者から機構に提供された著作物(以下「提供著作物」という。)に係る著作権について、機構による提供著作物の利用に必要な範囲内において、機構が実施する権利及び機構が第三者に実施を許諾する権利を、機構に許諾したものとする。ただし、提供著作物に秘密情報が含まれる場合は、第17条に従って、その取扱いを決定するものとする。 2 助成事業者は、提供著作物に係る著作権について、機構及び機構が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、助成事業者は、提供著作物の著作者が助成事業者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。 3 助成事業者は、提供著作物について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、提供著作物に係る一切の紛争については、助成事業者が自己の責任及び	

費用において対応を行うものとする。	費用において対応を行うものとする。	
(助成金の額の確定等) 第20条 機構は、第16条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第12条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式9－1の助成金確定通知書により助成事業者へ通知するものとする。 2 機構は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、様式9－2の助成金確定通知書によりその超える部分の助成金の返還を請求するものとする。 3 前項の助成金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、機構は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。	(助成金の額の確定等) 第20条 機構は、第16条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第12条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式9－1の助成金確定通知書により助成事業者へ通知するものとする。 2 機構は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、様式9－2の助成金確定通知書によりその超える部分の助成金の返還を請求するものとする。 3 前項の助成金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、機構は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。	
(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還) 第21条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式10の助成事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書により速やかに機構に報告しなければならない。 2 機構は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 3 前条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。	(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還) 第21条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式10の助成事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書により速やかに機構に報告しなければならない。 2 機構は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 3 前条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。	
(交付決定の取消等) 第22条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1) 助成事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為があったとき(助成金交付申請に係る書類に交付決定の判断の根本に関わるような虚偽の記載があったときを含む。)。 (2) 助成事業者に、本交付要綱又は本交付要綱に基づく助成金の交付決定の内容に対する違反があったとき。 (3) 助成事業者に、公募要領又はその他法令等に対する重大な違反があったとき。 (4) 海外若手研究者が助成事業において不正行為等を行ったことが助成事業者又は機構により認定されたとき。 (5) 海外若手研究者について、助成事業による研究開発における不正行為等が助成事業者又は機構により認定されたとき。 (6) 助成事業者が、助成金を他の用途へ使用し、その他助成事業の実施に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき。 (7) 助成事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき。 (8) 助成事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき。 (9) 助成事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき。 2 機構は、前項各号のいずれかの事由に該当するとして助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。	(交付決定の取消等) 第22条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1) 助成事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為があったとき(助成金交付申請に係る書類に交付決定の判断の根本に関わるような虚偽の記載があったときを含む。)。 (2) 助成事業者に、本交付要綱又は本交付要綱に基づく助成金の交付決定の内容に対する違反があったとき。 (3) 助成事業者に、公募要領又はその他法令等に対する重大な違反があったとき。 (4) 海外若手研究者が助成事業において不正行為等を行ったことが助成事業者又は機構により認定されたとき。 (5) 海外若手研究者について、助成事業による研究開発における不正行為等が助成事業者又は機構により認定されたとき。 (6) 助成事業者が、助成金を他の用途へ使用し、その他助成事業の実施に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき。 (7) 助成事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき。 (8) 助成事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき。 (9) 助成事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき。 2 機構は、前項各号のいずれかの事由に該当するとして助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。	

3 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。 4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第20条第3項の規定を準用する。 5 第1項から前項までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。	3 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。 4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第20条第3項の規定を準用する。 5 第1項から前項までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。	
(不正行為等に係る研究者等の取扱い) 第23条 助成事業者は、助成事業の実施にあたり、次の各号についてあらかじめ了解するものとし、研究者等に対してこれをあらかじめ了解させるものとする。 (1) 機構は、機構の不正行為等対応規則に従い、助成事業において不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとする。 (2) 機構は、競争的研究費等において不正行為等の認定に基づき申請・参加制限を受けた研究者等について、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする。	(不正行為等に係る研究者等の取扱い) 第23条 助成事業者は、助成事業の実施にあたり、次の各号についてあらかじめ了解するものとし、研究者等に対してこれをあらかじめ了解させるものとする。 (1) 機構は、機構の不正行為等対応規則に従い、助成事業において不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとする。 (2) 機構は、競争的研究費等において不正行為等の認定に基づき申請・参加制限を受けた研究者等について、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする。	
(不正行為等に関する措置等) 第24条 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の者について、助成事業において不正行為等が行われた疑いがある場合を含む。)には、助成事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、助成事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、助成事業者は機構の調査に協力するものとする。助成事業者は、助成事業において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。 2 助成事業者は自らの調査により、助成事業以外の競争的研究費等による研究(終了分を含む。)において研究者等(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の者を含む。)につき不正行為等についての調査が開始された場合及び助成事業者以外の機関による不正行為等についての調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構に報告するものとする。 3 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の者について、助成事業において不正行為等が行われた疑いがある場合を含む。)、又は、前項により助成事業者から助成事業以外の競争的研究費等による研究において研究者等に関し不正行為等についての調査が開始された旨の報告があった場合、助成事業者に対し、機構が必要と認める間、助成金の使用の一時停止を指示することができ、助成事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、助成金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。 4 機構は、第1項から第3項までに定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本交付要綱に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、助成事業者はこれに従わなければならない。 5 前各項に定めるほか、助成事業者は国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に定められた助成事業者の義務を遵守し、また、機構は各規則に定められた機構の助成事業者に対する権利を行使するものとする。	(不正行為等に関する措置等) 第24条 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の者について、助成事業において不正行為等が行われた疑いがある場合を含む。)には、助成事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、助成事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、助成事業者は機構の調査に協力するものとする。助成事業者は、助成事業において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。 2 助成事業者は自らの調査により、助成事業以外の競争的研究費等による研究(終了分を含む。)において研究者等(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の者を含む。)につき不正行為等についての調査が開始された場合及び助成事業者以外の機関による不正行為等についての調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構に報告するものとする。 3 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の者について、助成事業において不正行為等が行われた疑いがある場合を含む。)、又は、前項により助成事業者から助成事業以外の競争的研究費等による研究において研究者等に関し不正行為等についての調査が開始された旨の報告があった場合、助成事業者に対し、機構が必要と認める間、助成金の使用の一時停止を指示することができ、助成事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、助成金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。 4 機構は、第1項から第3項までに定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本交付要綱に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、助成事業者はこれに従わなければならない。 5 前各項に定めるほか、助成事業者は国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に定められた助成事業者の義務を遵守し、また、機構は各規則に定められた機構の助成事業者に対する権利を行使するものとする。	

(助成事業者の責任及び事故報告義務) 第25条 助成事業者は、助成事業について、助成事業者の責任において実施するものとし、助成事業の遂行過程で助成事業者、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、助成事業者はその費用と責任においてこれを解決するものとし、機構に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、機構の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。 2 助成事業者は、前項の場合、速やかにその具体的内容を機構に対し文書で報告しなければならない。	(助成事業者の責任及び事故報告義務) 第25条 助成事業者は、助成事業について、助成事業者の責任において実施するものとし、助成事業の遂行過程で助成事業者、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、助成事業者はその費用と責任においてこれを解決するものとし、機構に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、機構の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。 2 助成事業者は、前項の場合、速やかにその具体的内容を機構に対し文書で報告しなければならない。	
(財産の管理等) 第26条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。	(財産の管理等) 第26条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。	
(反社会的勢力の排除) 第27条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し保証するものとし、機構は、助成事業者が各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに第6条第2項の交付決定(本条において、以下「交付決定」という。)の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 助成事業者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。 (2) 助成事業者の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。 (3) 助成事業者の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は助成事業の履行のために使用する委託先等その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。 2 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 助成事業者(助成事業者の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第2号から第4号までにおいて同じ。)が機構に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は機構の名誉若しくは信用を毀損する行為を行うこと。 (2) 助成事業者が偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害すること。 (3) 助成事業者が第三者をして前二号の行為を行わせること。 (4) 助成事業者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。 (5) 助成事業者の親会社、子会社又は助成事業の実施のために使用する委託先等その他第三者(これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。)が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。 3 機構は、前二項により交付決定の全部又は一部を取り消す場合には、取り消した部分の助成金の返還に加えて、違約金として取消し部分に相当する金額の 100 分の 10 に相当する金額の支払いを、助成事業者に求めることができ、助成事業者は、機構の定める期限までにこれを支払わなければならない。 4 第22条第2項から同条第4項までの規定は、本条第1項及び第2項により機構が交付決定を取り消した場合について準用する。	(反社会的勢力の排除) 第27条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し保証するものとし、機構は、助成事業者が各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに第6条第2項の交付決定(本条において、以下「交付決定」という。)の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 助成事業者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。 (2) 助成事業者の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。 (3) 助成事業者の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は助成事業の履行のために使用する委託先等その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。 2 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 助成事業者(助成事業者の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第2号から第4号までにおいて同じ。)が機構に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は機構の名誉若しくは信用を毀損する行為を行うこと。 (2) 助成事業者が偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害すること。 (3) 助成事業者が第三者をして前二号の行為を行わせること。 (4) 助成事業者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。 (5) 助成事業者の親会社、子会社又は助成事業の実施のために使用する委託先等その他第三者(これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。)が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。 3 機構は、前二項により交付決定の全部又は一部を取り消す場合には、取り消した部分の助成金の返還に加えて、違約金として取消し部分に相当する金額の 100 分の 10 に相当する金額の支払いを、助成事業者に求めることができ、助成事業者は、機構の定める期限までにこれを支払わなければならない。 4 第22条第2項から同条第4項までの規定は、本条第1項及び第2項により機構が交付決定を取り消した場合について準用する。	
(個人情報の取扱い) 第28条 助成事業者は、助成事業の実施にあたり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで	(個人情報の取扱い) 第28条 助成事業者は、助成事業の実施にあたり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで	

きることとなるものを含む。)をいう。以下「当該個人情報」という。)の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関連法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。 2 助成事業者は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 助成事業者は、当該個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、機構に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。	きることとなるものを含む。)をいう。以下「当該個人情報」という。)の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関連法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。 2 助成事業者は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 助成事業者は、当該個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、機構に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。	
(助成金の支払) 第29条 助成金の支払は、原則として第20条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後に行うものとする。ただし、機構は必要があると認められる場合には、助成金の全部又は一部を概算払することができる。 2 助成事業者は、前項により助成金の支払を受けようとするときは、様式11による助成金概算(精算)払請求書を機構に提出しなければならない。	(助成金の支払) 第29条 助成金の支払は、原則として第20条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後に行うものとする。ただし、機構は必要があると認められる場合には、助成金の全部又は一部を概算払することができる。 2 助成事業者は、前項により助成金の支払を受けようとするときは、様式11による助成金概算(精算)払請求書を機構に提出しなければならない。	
(助成金の経理等) 第30条 助成事業者は、助成事業についての収支簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。 2 助成事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類の整備及び前項に規定する収支簿の作成並びに保管について、これを助成事業実施期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間保管(電磁的記録による保存も可能とする。)しておかなければならない。	(助成金の経理等) 第30条 助成事業者は、助成事業についての収支簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。 2 助成事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類の整備及び前項に規定する収支簿の作成並びに保管について、これを助成事業実施期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間保管(電磁的記録による保存も可能とする。)しておかなければならない。	
(その他) 第31条 別に定める公募要領及びこの交付要綱に定めるもののほか、この助成金の取扱に関し必要な事項は、その都度、機構が別に定めるものとする。	(その他) 第31条 別に定める公募要領及びこの交付要綱に定めるもののほか、この助成金の取扱に関し必要な事項は、その都度、機構が別に定めるものとする。	
(存続条項) 第32条 第8条、国の不正行為等対応ガイドライン並びに機構の不正行為等対応規則において助成事業の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第14条から第26条、第27条第3項及び第4項、第28条から第30条、本条から第34条の規定は、助成事業の当該実施年度終了後及び助成事業終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。	(存続条項) 第32条 第8条、国の不正行為等対応ガイドライン並びに機構の不正行為等対応規則において助成事業の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第14条から第26条、第27条第3項及び第4項、第28条から第30条、本条から第34条の規定は、助成事業の当該実施年度終了後及び助成事業終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。	
(管轄) 第33条 助成事業に関連する機構と助成事業者における一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	(管轄) 第33条 助成事業に関連する機構と助成事業者における一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	
附則 この要綱は、令和7年7月18日から施行する。	附則 この要綱は、令和7年7月18日から施行する。 附則 この改正は、令和7年10月1日から施行する。	